

令和6年度

松任中学校いじめ防止基本方針



白山市立松任中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、白山市教育委員会（以下「市教委」という。）・学校・地域住民・家庭その他関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の趣旨に基づき、また、白山市子どもの権利に関する条例に掲げている「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」を尊重し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

－ 目 次 －

- 1 いじめの問題への基本姿勢
- 2 いじめの理解
- 3 全体計画
- 4 年間計画
- 5 いじめの未然防止
- 6 いじめの早期発見
- 7 いじめに対する組織的対応
- 8 インターネット上のいじめへの対応
- 9 いじめの解消
- 10 地域や家庭との連携
- 11 関係機関との連携
- 12 重大事態（法第28条）への対応
- 13 主な相談機関の案内

1 いじめの問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、様々な取組を行ってきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる恐れのある事案が社会の中で発生している。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いつでも、どこでも、誰でもがいじめに関わる可能性があると考えなければいけない。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

(1) 学校を挙げた積極対応

① 校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。

② 警察や県児童相談所・市子ども相談室などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する

関係機関等との連携を深め、積極的に外部人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくる。

③ いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く継続して観察する。

(2) 平時からの基本姿勢

① いじめは、「どの生徒にも起こりうる」ものであることを、全職員が十分認識する

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識する。

② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する

いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。

③ 生徒一人一人を大切にできる意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する

教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。

④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する

一場面での指導により解決したと即断することなく、日常的な観察を継続し、十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する

生徒が発するサインを見逃さないよう、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細く観察するなどして確認するが、確認する際に、行為の起きたときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等も客観的に確認する。
- ・いじめの認知は、いじめ問題対策チームを活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、

加害行為を行った生徒に対する指導等について、適切な対応を行う。

- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。これらは、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合がある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ問題対策チームへ報告する。

(2) いじめは笑いに隠される

いじめ被害生徒は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくもないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を継続・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また、加害生徒から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上にもなりえる。

被害生徒が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害生徒からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる

ような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

【犯罪に該当する行為の事例】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行」（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害」（刑法第 204 条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする → 「暴行」（刑法第 208 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る → 「脅迫」（刑法第 222 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要」（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝」（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗」（刑法第 235 条）
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗」（刑法第 236 条）
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物破損等」（刑法第 261 条）
- ・校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉毀損」（刑法第 230 条）、「侮辱」（刑法第 231 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ」（刑法第 176 条）
- ・生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」（児童売春・児童ポルノ禁止法第 7 条）

3 全体計画



4 年間計画

		生徒対象	教員・保護者対象
1 学期	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・本校のいじめ防止基本方針の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 <ul style="list-style-type: none"> - いじめ防止基本方針について - 生徒理解について（全体） - まっトークの共通理解 ・情報モラル講座（白山警察生活安全係）
	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート①上旬 ・懇談 ・いじめ問題について考える〔道徳科〕 ・防犯教室（SNSについて） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 <ul style="list-style-type: none"> - 生徒との懇談の仕方について - いじめ対応について（早期発見、早期対応） ・生徒指導だより <ul style="list-style-type: none"> - 相談窓口の紹介
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・QU アンケート①下旬 ・懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセラーによる職員への研修 ・校内研修 <ul style="list-style-type: none"> - 生徒理解と個別の対応策（特支）
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ピュアキッズ 1年生対象 ・薬物乱用防止教室 2年生対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導だより <ul style="list-style-type: none"> - 1学期の情報開示 ・1学期の取り組みの点検・評価（いじめ対応、まっトーク）
	8 月		<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 <ul style="list-style-type: none"> - 気になる生徒の理解と支援について - QU アンケートを活用した学級経営の見直しについて
2 学期	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート②（持ち帰り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 <ul style="list-style-type: none"> - いじめ問題（SNSによる）の早期発見・早期対応について ・いじめ対応アドバイザーとの懇談①
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育講演会 3年生対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導だより <ul style="list-style-type: none"> - アンケート結果の開示と今後の取り組みについて
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・QU アンケート② ・懇談 	
	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会いじめ意識調査 ・いじめ問題について話し合う〔学活〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取り組みの点検・評価（いじめ対応、まっトーク） ・校内研修 <ul style="list-style-type: none"> - 生徒理解と個別対応策について（全体） QU アンケート結果からの見直しについて
3 学期	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題について考える〔道徳科〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 <ul style="list-style-type: none"> - 2学期のまっトークの状況の確認 - 3学期の取り組みに向けて ・新入生保護者説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・本校のいじめ防止基本方針の説明
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート③ ・懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応アドバイザーとの懇談②
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年1年の振り返り〔学活〕生活や部活について 	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期の取り組みの点検・評価（いじめ対応、まっトーク） ・校内研修 <ul style="list-style-type: none"> - 年間の取り組みについての総括 ・いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案 ・生徒指導だより <ul style="list-style-type: none"> - 年間の状況・取り組みについて

5 いじめの未然防止

いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) 基本方針の活用・見直し・改善

毎年、年度当初に、基本方針をもとに全教職員で研修を行う。また、保護者や地域団体等に、ダイジェスト版を配布し、基本方針の理解を図る。年度末には、一年間のいじめ対策・対応の成果と課題を振り返り、基本方針の見直し、改善を行い、次年度に生かす。

(2) 安心して過ごせる学校づくり

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底するとともに、生徒が自分らしくかつ他者と良好な関係の中で、安心して過ごせる学校を目指し、学校全体でいじめが起きにくい雰囲気をつくる。

(3) わかる授業づくり

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

(4) 道徳教育や人権教育等の充実

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの個性や人格を尊重する態度を養う。

(5) 自己有用感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすやめに、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

(6) 生徒のリーダー育成と生徒主体の取組の推進

生徒のリーダー育成に取り組み、生徒たちが自分たちで「安心して過ごせる学校づくり」に取り組める環境を作る。また、生徒が自らいじめの問題について考え、議論し、自分以外の考え方に触れ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持

ちを身に付けられるよう努める。

(7) ソーシャルスキルアップ学習の実施

いじめが起こる背景にはふざけ合いやけんかによるもの、他者の感情を理解する能力の低下、そしてインターネットの普及による人間関係の希薄さ等が起因していると考えられる。特にお互いが助けあうような「つながり」を持つことが苦手な生徒、が増えている現状を踏まえ、教員がソーシャルスキルアップ学習の研修を行い、学活や道徳で活用することでいじめの撲滅を図る。

(8) 家庭との連携

いじめ問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って、「いじめは許されない、いじめる側が悪い」ということを確認する必要がある。そのためには、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。また、近年増加しているインターネット上のいじめに対する未然防止として、インターネットの利用に関する親子でのルール作りや、生徒に携帯電話を所持させる場合には、フィルタリングサービスやペアレントコントロールの利用の徹底を図る。また、保護者と基本方針についての共通理解を図る。

(9) 情報モラル教育の推進

生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。インターネットの利用に関して生徒会が作成した「MATTO マナー」を普及する。

< MATTO マナー >

M	守ろう	使う時間
A	あけないで	危険なサイト
T	つながらないで	知らな人と
T	大切にしよう	個人情報
O	おもいやろう	相手の気持ち

保護者に対してもインターネット上のいじめなどについて理解を深める活動に取り組むとともに、いじめが犯罪行為に相当すると認められた場合には、学校として警察への相談、通報を行うことを周知する。

6 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての教職員が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめであるとして対処する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・生徒の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無などを工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・S C・S S W等の効果的な活用を図る。

(4) 教職員のいじめ早期発見力を高める校内研修の実施

教職員一人一人の人権感覚は異なることを前提に、教職員の人権感覚を磨き、いじめ早期発見力を高めるための研修を行う。教職員の人権感覚が高まることで、生徒の中にある人権侵害やいじめの問題、生徒のSOSを発見しやすくなり、早期発見、早期対応につながる。

<学校でわかるいじめ発見のポイント> 参考：「石川県いじめ防止基本方針」

学校生活の中で、児童生徒は様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人が発するサインを見逃さず児童生徒が自ら SOS を発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、児童生徒にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

(1) いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授 業 開 始 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある系の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い (机をあわせないなど) ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休 み 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下などを歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清 掃 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする

発見の機会	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）	
放 課 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

（２）いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際など、自分の道具を待たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給 食 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清 掃 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものごとを落としたりする
放 課 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

(3) 注意しなければならない様子

様 子 等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う <p>※ 言葉遣いが荒れた感じになる</p>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物など危険な物を所持する ○ 服装が破れたり乱れたりしている
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールに悪口を書き込まれる ○ SNS[*]のグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下駄箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている <p>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</p>

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で気軽に交流できるコミュニティサイト。(「情報モラル指導者研修ハンドブック」より)

<家族でわかるいじめ発見のポイント>

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

(1) いじめられている子どもが学校で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙がくる。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力が湧かない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

(2) 「インターネット上のいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

7 いじめに対する組織的対応

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係わる情報を報告し、組織的な対応を行う。すなわち、特定の教職員がいじめに係わる情報を抱え込み、報告を行わないことは、「法」第23条第1項に違反することとなるので留意する。

いじめの事実の有無を判断するための措置を講ずるとともに、いじめに係わる情報を適切に記録し、その結果を市教委に報告する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

「法」第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

いじめの防止等のため、「基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。また、当該チームは、基本方針の活用・見直し・報告・いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

(1) いじめ問題対策チーム（常設）

このチームは「法」第22条の学校いじめ対応組織とする。

ア 目的

いじめの早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめの疑いがある事案の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、教育相談代表、養護教諭、各学年生徒指導担当者、部活動担当者、教育相談員、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザーで構成する。

ウ 役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ii) 教職員のいじめ早期発見力や対応力の向上
- iii) 「基本方針」の保護者、地域団体等への周知
- iv) 生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進
- v) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- vi) S CやS S W等の外部専門家、関係機関等と連携しいじめ問題への対応
- vii) いじめの発生時における個別案件対応班の編成と指示

(2) 個別案件対応班について 事案1件ごとに組織することを基本とする。

ア 目的

いじめに対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで迅速に対処する。

イ 構成

- i) 当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーを加える

ウ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 対応の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

(3) いじめ対応アドバイザーの活用

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を県に要請し、いじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用内容

- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ii) いじめの発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
 - ・ 具体的対応策に関する指導・助言
 - ・ 警察・県児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
 - ・ 心理的・医療的ケアが必要な場合の助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

(4) 生徒や保護者への対応

ア 対象

いじめられている生徒、いじめている生徒、いじめが起きた集団、いじめられている生徒の保護者、いじめている生徒の保護者

イ 対応のポイント

- ・いじめを発見したら、直ちに生徒指導担当、管理職に報告し、組織的に対応する。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ・いじめられている生徒の立場に立って親身の指導を行う。
- ・いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対しては、市教委の判断により、出席停止の措置が講じられたり、警察等適切な関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策をとることがある。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携を積極的に図る。
- ・いじめを把握した際には、速やかに市教委に報告するとともに、必要に応じ、市教育センター、県児童相談所、市子ども総合相談室、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- ・指導後もいじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応を行う。
- ・生徒、保護者との信頼関係を大切にする。
- ・いじめを受けた生徒の保護者に対しては、いじめの事実が確認された場合、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、生徒を徹底して守り通すことを伝え、学校の対応について合意を図る。学校の対応については記録を詳細に残し、保護者への対応についても担任のみではなく、組織的な対応を行う。
- ・いじめをした生徒の保護者に対しても迅速に保護者に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。いじめた生徒への指導支援は保護者の協力が不可欠であり、学校と保護者が共同で成長支援という視点を持ちながら指導支援を行う。

8 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象と

なる。

- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教職員などの身近な大人が、生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・生徒の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難であるため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、契約者である保護者の協力が必須であり、場合によっては関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間外しなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、記録画像等をとった上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき、また匿名性が高く、拡散しやすい児童ポルノ関連のいじめに関しては、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求め、対応を行う。

(3) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害生徒から、保護者了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容を記録画像等にして残しておく。

・ 対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害生徒及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・ 生徒への対応

被害生徒への対応（不安の共感的理解）、加害生徒への対応（書き込み者が特定されている場合）当事者以外の生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

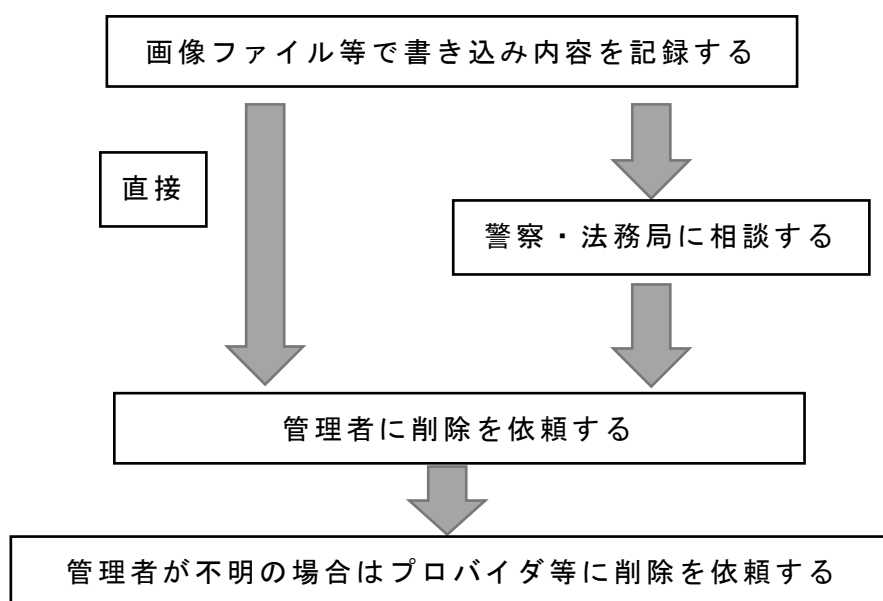
・ インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害生徒や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する。

・ 事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害生徒の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る。

インターネット上のいじめ等被害時の対応手順



9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめの被害生徒及び加害生徒については日常的に注意深く継続して観察する。

＜解消の要件＞

i) いじめに係わる行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定する。

ii) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

10 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域、家庭との連携を図る。例えばPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

11 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（県児童相談所、市子ども総合相談室、市教育センター、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携を図り、平素から情報共有体制を構築しておく。

12 重大事態（「法」第28条）への対処

（1）重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、もしくは生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、市教委を通じて市長へ事態発生について報告する。

（2）学校による調査

①「法」第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、校内に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に実施する。

②生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したと捉え、報告・調査等に当たる。

(3) 調査結果の報告

- ① 調査結果を市教委に報告する。
- ② 調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために、市に対してスクールカウンセラーの配置を要請し、カウンセリング活動を実施する。

1.3 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
白山市教育センター教育相談	076-275-7566	月～金 8:30～17:00
白山市子ども総合相談室	076-276-1792	月火水金 8:30～17:15 木 8:30～18:30
24時間子供 SOS 相談テレホン (石川県教育委員会)	076-298-1699	24時間受付
いじめ 110 番 (石川県警察本部少年相談窓口)	0120-61-7867	24時間受付
24時間子供 SOS ダイアル (文部科学省)	0120-0-78310	24時間受付
子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15